

第3 工場・事業場等対策及び規制

1. 法及び条例に基づく届出状況

(1) 法に基づく届出

大気汚染防止法に基づくばい煙 関係の届出は、平成 16 年度においては設置届 1 件となっており、平成 17 年度は設置届 4 件、廃止届 4 件でした。

また、粉じん関係については、平成 16 年度においては設置届 1 件、廃止届 1 件となっており、平成 17 年度は設置届 2 件、廃止届 3 件でした。

これにより平成 17 年度末におけるばい煙関係の総事業場・施設数は 46 事業場 75 施設、粉じん関係は 12 事業場 261 施設となっています。

なお、表 19 に大気汚染防止法に基づく届出状況を示しました。

表 19 大気汚染防止法に基づく届出状況

(平成 18 年 3 月 31 日)

	番号	施設名	施設数	施設合計	事業場数	備考
ばい煙発生施設	1	ボイラー	65	75 (9)	46 (6)	・大気汚染防止法(施行令別表第1)に係るもの。 ・()内の数字は、電気事業法に係る施設であり、外数で示す。
	6	金属加熱炉	1			
	9	焼成炉	3			
	11	乾燥炉	5			
	13	廃棄物焼却炉	1			
粉じん発生施設	2	堆積場	29	261	12	・大気汚染防止法(施行令別表第2)に係るもの
	3	コンベア	181			
	4	破碎機・摩砕機	43			
	5	ふるい	8			

(2) 条例に基づく届出

岩手県生活環境保全条例に基づく届出は、表 20 に示すとおりであり、ばい煙関係については平成 16 年度、平成 17 年度ともに届出はありませんでした。

粉じん関係については、平成 16 年度は施設変更届が 1 件で、平成 17 年度は届出はありませんでした。

これにより、平成 17 年度末の総事業場数、総施設数は、ばい煙関係が 3 事業場 3 施設、粉じん関係については 74 事業場 145 施設となっています。

表 20 岩手県生活環境保全条例に基づく届出状況

(平成 18 年 3 月 31 日)

	番号	施設名	施設数	施設合計	事業場数	備考
ばい煙発生施設	1	廃棄物焼却炉	3	3	3	・岩手県生活環境保全条例(施行規則別表第1)に係るもの
粉じん発生施設	1	堆積場	3	145	74	・岩手県生活環境保全条例(施行規則別表第2)に係るもの
	2	破碎機・摩砕機	5			
	3	ふるい	7			
	4	打綿機	9			
	5	木材の切断施設	121			

2. ばい煙施設等への立入調査状況

県（大船渡地方振興局）においては、各種届出の照合、確認などのために、また、市では苦情発生時などにおいて事業場等への立入調査を実施しています。

平成16年度におけるばい煙関係の立入件数は36件（36事業場）、平成17年度は35件（35事業場）、粉じん関係は平成16年度が19件（19事業場）、平成17年度は27件（27事業場）の立入調査を実施しました。

その結果、届出を要する事項がありながら届出を怠っていた事業場には、その後届出を行わせています。

3. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出は、平成16年度は届出がありませんでしたが、平成17年度は廃止届が1件でした。

これにより、同法による特定事業場数・特定施設総数は、5事業場5施設（施設の種別はいずれも廃棄物焼却炉）となっています。

4. 野外焼却行為に関する指導

庭先や空き地などでのごみの焼却は、ダイオキシン発生の原因になるほか、煙や悪臭、灰により近隣の生活環境に大きな迷惑をかけることがあります。

このようなことから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、平成13年4月1日より廃棄物の野外焼却が原則禁止になり、同法律の改正と「ダイオキシン類対策特別措置法」により、平成14年12月1日からは、基準を満たさない焼却炉の使用が禁止になっています。

さらに、平成16年4月1日からは、「岩手県生活環境保全条例」により、これまで例外的に野外焼却が認められていた場合であっても、廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革の焼却が禁止されています。

現在、大気汚染に関する苦情のほとんどが廃棄物の焼却に関するものであることから、市では、廃棄物の適正処理について、県（大船渡地方振興局）などの関係機関と連携し指導するとともに、広報紙等を通じて周知しています。